

## 業務委託仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

### 1 業務委託名

京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託

### 2 履行場所

京都市全域

### 3 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで

### 4 業務委託の概要

#### (1) 趣旨

国においては、平成29年5月に自転車の活用による環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等の新たな課題に対応するため、「自転車活用推進法」が施行された。また、平成30年6月には、自転車活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第1次自転車活用推進計画」が、令和3年5月には「第2次自転車活用推進計画」が策定された。

本市では、令和3年10月に「京都市自転車総合計画2025」（以下、「総合計画」という。）を策定し、自転車安全教育の実施や自転車走行環境及び駐輪環境の整備、多様な場面における自転車の活用に向けた施策を推進し、「自転車共生都市・京都」の実現を目指すこととしている。

この内、自転車走行環境の整備の推進に当たっては、総合計画の策定を受け、自転車が安全に走行できる京都版走行環境整備のマニュアルである「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を令和4年4月に改定※し、市内の自転車走行環境整備をより一層進めていくため、幹線道路でのネットワーク整備や、地域特性に応じて、生活道路や準幹線道路での部分的なスポット整備を実施していくこととした。

本業務は、過年度から継続的に実施している自転車走行環境整備実施済箇所において、自転車等の利用状況の調査を行い、整備効果を検証するとともに、今年度、改定後のガイドラインに基づき自転車走行環境整備を行う路線について、自転車等利用状況やアンケート調査を行い、改定前後のガイドラインに基づく自転車走行環境整備の効果を比較検証する。

このほか、自転車活用に係る国や他都市の動向を踏まえつつ、今後、総合計画を着実に推進するうえで活用ができるよう、本市における自転車の利用実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、市内で発生している自転車関連事故データを分析し、自転車走行環境整備のスポット整備が必要な箇所（対象エリア）の候補を選定するとともに、選定基準（案）を作成するもの。

※主な改定内容：ガイドラインの適用範囲、自転車マークや交差点内の矢羽根の設置間隔の見直しなど

## (2) 業務項目

### ア 効果検証調査等の実施

- (ア) 調査計画の立案 : 一式
- (イ) 調査の実施 : 一式
- (ウ) 調査結果の分析 : 一式

### イ 自転車関連事故に関する調査・分析，スポット整備の候補選定・選定基準（案）の作成

- (ア) 調査計画の立案 : 一式
- (イ) 自転車関連事故データの分析 : 一式
- (ウ) スポット整備の候補選定・選定基準（案）の作成 : 一式

### ウ 自転車利用実態の調査・分析

- (ア) 調査計画の立案 : 一式
- (イ) 調査の実施 : 一式
- (ウ) 調査結果の分析 : 一式

### エ 打合せ協議

- (ア) 打合せ協議の実施 : 一式
- (イ) 主任技術者の立ち会い : 一式

### オ 成果品の納品

- (ア) 成果品の納品 : 一式
- (イ) 電子成果品 : 一式
- (ウ) 内容確認の実施 : 一式

## 5 業務内容

### (1) 効果検証調査の実施

ア 本年度内に，自転車走行環境整備を行う幹線道路又は準幹線道路において，ガイドライン改定に伴う整備前後の自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を行うとともに，ガイドライン改定前の調査結果を踏まえ，自転車走行環境整備の効果を検証する。

<以下に（１）アにおいての作業の想定を示す（一例）>

●幹線道路又は準幹線道路（単路部：３路線，交差点部：１箇所）での調査の実施

※本年度の施工箇所から調査箇所を選定

【整備前及び整備後】

(ア) 歩行者・自転車交通量調査

歩行者及び自転車の交通状況を把握するため，平日の１日において，交通量調査を実施する。

なお，交差点部における整備効果を検証するため，交差点部（１箇所：１方向を想定）を含むものとする。

調査時間：７時～１９時

調査方法：歩行者及び自転車を調査対象とし，通行方向別（上り，下り）に１時間ごとに計測する。自転車については，通行位置別（車道，歩道）に区分する。なお，交差点部において自転車は，横断位置別（車道，自転車横断帯）に区分する。

(イ) 自転車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため，平日の１日において，自転車の走行速度調査を実施する。

調査時間：７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）

調査方法：自転車を対象とし，交通量ピーク時間帯（１時間程度）について，ビデオ撮影による走行速度等の調査を行う。

●アンケート調査の実施

【アンケート調査】

自転車走行環境整備に関する印象（歩行者や自転車の安全・快適性など）等を把握するため，道路利用者（歩行者，自転車等）等を対象とした街頭インタビュー（平日の１日）において，アンケート調査を実施する。アンケートのサンプル数は１地区あたり２００程度とする。地区は２地区以上行う。

イ 経年調査（２路線（河原町通，丸太町通），１交差点（河原町通×丸太町通））を行い，過年度における調査結果を踏まえ，自転車走行環境整備の効果を検証する。

(ア) 歩行者・自転車交通量調査

歩行者及び自転車の交通状況を把握するため，平日の１日において，交通量調査を実施する。

なお，交差点部における整備効果を検証するため，交差点部（１箇所）を含むものとする。

調査時間：７時～１９時

調査方法：歩行者及び自転車を調査対象とし、通行方向別（上り，下り）に1時間ごとに計測する。自転車については、通行位置別（車道，歩道）に区分する。なお，交差点部において自転車は，横断位置別（車道，自転車横断帯）に区分する。

(イ) 自転車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため，平日の1日において，自転車の走行速度調査を実施する。

調査時間：7時～19時のうち交通量ピーク時間帯（1時間程度）

調査方法：自転車を対象とし，交通量ピーク時間帯（1時間程度）について，ビデオ撮影による走行速度等の調査を行う。

ウ 調査結果の分析

上記（「5（1）ア」及び「5（1）イ」）の調査結果を分析し，自転車走行環境整備の効果について考察する。

(2) 自転車関連事故に関する調査・分析，スポット整備の候補選定・選定基準（案）の作成

ア 調査計画の立案

自転車関連事故データの項目（事故相手，当事者種別，道路形状，事故類型及び事故の発生場所等）及び過年度成果を把握し，自転車事故の傾向を把握するための分析方針，自転車事故の発生状況等からスポット整備の候補を挙げるための条件設定を検討する。

イ 自転車関連事故データの分析

市内の自転車関連事故の発生状況，自転車走行環境整備箇所における整備前後の事故件数増減や経年変化等について，過年度の調査結果を活用のうえ，まとめること。また，より効果的な分析ができるよう，分析項目等について，助言，提案を行うものとする。

ウ スポット整備の候補選定・選定基準（案）の作成

総合計画に基づき自転車走行環境整備のスポット整備※が必要な箇所について，自転車関連事故データの分析結果等を踏まえて，スポット整備が必要な箇所の候補を選定するとともに，選定基準（案）を作成する。

※ 自転車事故の発生状況や自転車利用状況等を踏まえ，生活道路を中心に整備を進める（駅周辺，学校周辺等）。

(3) 自転車利用実態の調査・分析

ア 本市における自転車の利用実態を把握するため，15歳（高校生）以上の市民を対象にアンケートの手法により調査を実施し，1,000サンプルを確保すること。

イ サンプル確保に当たっては、その構成が、本市の年齢、行政区別人口分布と割合が同程度になるよう努めること。

ウ 設問作成に当たっては、過年度の調査を基に、本市と協議のうえ、内容を確定させること。また、効果的な分析ができる調査票となるよう、助言、提案を行うこと。

エ 調査結果については、過年度の調査結果を活用、分析のうえ、まとめること。

#### (4) 打合せ協議

##### ア 打合せ協議の実施

業務の打合せは、業務着手時、業務中間時3回、成果品納入時（業務完了時）の計5回を行うものとする。ただし、必要が生じた場合は、本市と合議の上、適宜打合せ協議を実施するものとする。

##### イ 主任技術者の立ち会い

業務着手時及び業務完了時は、主任技術者が立ち会うものとする。

#### (5) 成果品の納品

##### ア 成果品の納品

成果品は、報告書（概要版を含む）を工期末までに納品する。なお、納品前に監督職員と詳細を打ち合わせなければならない。また、受注者は、成果品納品後であっても、成果品に誤りがあった場合には直ちに訂正するとともに、成果品に対して説明等を求めた場合には速やかに対応するものとする。

##### イ 電子成果品

電子成果品は、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）平成26年4月」（以下「電子納品要領」という。）に基づき作成されたものとする。

なお、電子納品要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、作成するものとする。

##### ウ 内容確認の実施

電子成果品の提出の際には、「京都市電子納品チェックシステム」により照査を行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い提出するものとする。

##### エ 成果品の納品

以下のとおりとする。

(ア) 報告書（概要版含む）2冊 一式

(イ) 電子成果品（CD-R） 一式

## 6 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本業務委託仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和3年4月 京都市）」によるものとする。
- (2) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (3) 受託業者に決定した場合、技術提案書に記載する配置予定主任技術者の履行途中における変更は、特別な事情がない限り認めないものとする。
- (4) 本業務の一部は、本年度内に別契約業者により、施工予定である自転車走行環境整備の前後において、調査を実施する必要があることから、調査時期については十分に調整するものとする。

## 7 貸与資料

- ・京都市自転車総合計画2025（令和3年10月策定）
- ・京都市自転車走行環境整備ガイドライン（令和4年4月改定）
- ・京都市自転車走行環境整備ガイドライン改定に関する調査業務委託（令和3年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和元年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成30年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成29年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成28年度）
- ・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その3）（令和3年度）
- ・京都市における自転車関連事故データ（平成24年度から令和3年度分）
- ・道路交通センサス（平成27年度）

## 8 参考資料

本業務の検討作業においては、次に掲げる上位計画・関連資料を参照すること。

- ・京都市基本計画
- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略2021
- ・自転車活用推進法（国土交通省）
- ・第1次・第2次自転車活用推進計画（国土交通省）
- ・その他関連業務資料（他都市事例等）